

VDT作業の区分

作業の種類	作業区分	作業時間 (1日あたり)	作業の例
単純入力型	A	4時間以上	資料・伝票・原稿等からデータ・文章等の入力 (CADへの単純入力を含む)
	B	2時間以上 4時間未満	
	C	2時間未満	
拘束型	A	4時間以上	コールセンター等における受注・予約・照会等
	B	2時間以上 4時間未満	
	C	2時間未満	
対話型	B	4時間以上	①作業者自身の考えによる文章の作成・編集・修正等 ②データの検索・照合・追加・修正 ③電子メールの受信、送信等 ④窓口等での金銭の出納
	C	4時間未満	
技術型	B	4時間以上	①コンピューターのプログラムの作成・修正等 ②コンピューターの支援による設計・製図(CADへの単純入力を除く)
	C	4時間未満	
監視型	B	4時間以上	交通等の監視
	C	4時間未満	
その他の型	B	4時間以上	携帯情報端末、画像診断検査機器、その他ディスプレイを備えた機器の操作
	C	4時間未満	

※1 VDT作業とは、ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT(Visual Display Terminals)機器を使用して、データ入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業をいう。

※2 作業区分Cについては、原則として自覚症状を訴える者に対して健康診断を実施する。

※3 各「作業の例」は、作業を分類する場合の目安となるよう、現在、行われている典型的な作業についてその概要を示したものであり、これ以外の作業の場合は、職場の作業実態に応じ、最も類似の作業の種類に分類し、労働衛生管理を進めること。

※4 単純入力型とは、すでに作成されている資料、伝票、原稿等を機械的に入力していく作業をいう。

※5 拘束型とは、コールセンター等における受注、予約、照会等の業務のように、一定時間、作業場所に在席するよう拘束され、自由に席を立つことが難しい作業をいう。

※6 対話型とは、作業者自身の考えにより、文章、表等を作り上げていく作業等をいい、単に入力作業のみを行う者は含まない。

※7 技術型とは、作業者の技術等により、コンピューターを用い、プログラムの作成、設計、製図等を行う作業をいい、CAD業務等において、主に機械的に入力する作業を行う場合は、単純入力作業型に分類すること。

※8 監視型とは、交通等の監視の業務のように、常にディスプレイに表示された事項、画像等を監視する必要がある作業をいう。

※9 その他の型とは、携帯情報端末の操作、画像診断検査等の業務のように、ディスプレイを備えた機器を操作する必要がある各種の作業をいう。

※10 監視業務、携帯情報端末の操作、画像診断検査及びディスプレイを備えた機器を使用するその他の業務については、事務所以外の場所で行われる場合が多いが、その場合であっても、できる限りガイドラインに準じて労働衛生管理を行うことが望ましいこと。

※11 作業区分に際して、一人の作業者が複数の種類の作業を行う場合は、それぞれの作業時間を合計した時間がどの作業区分に該当するかにより判断すること。なお、一人の作業者が、「単純入力型」と「対話型」のように、作業区分の分類を決定する作業時間が異なる複数の作業を行う場合は、行う作業時間が多い方の作業の種類で判断すること。

※12 1日のVDT作業時間が時期により変動する場合は、平均値をとり平均時間がどの作業区分に該当するかにより判断すること。